

真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されている自筆証書遺言の効力

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和3年1月18日

【事件番号】 平成31年（受）第427号、平成31年（受）第428号

【事件名】 遺言無効確認請求本訴、死因贈与契約存在確認等請求反訴事件

【裁判結果】 破棄差戻し

【参照法令】 民法968条1項

【掲載誌】 裁時1760号2頁

◆ LEX/DB 文献番号 25571246

國學院大學教授 門広乃里子

事実の概要

本件は、亡A（昭和24年生まれ）が作成した平成27年4月13日付け自筆証書（以下「本件遺言書」という。）による遺言（以下「本件遺言」という。）について、Xらが、Yらに対し、本件遺言が無効であることの確認等を求め、これに対し、Yらは、反訴を提起し、本件遺言が無効であると判断された場合に、予備的に、死因贈与契約の成立の確認等を求めた事案である。以下では、本訴についてみていく。

XらはAの妻であるX₁及び同人とAとの間の子X₂・X₃・X₄であり、Y₂らはAの内縁の妻であるY₂及び同人とAとの間の子Y₃・Y₄・Y₅である。AとX₁は昭和49年8月26日に婚姻し、Aの両親と同居を始めた。Aは昭和57年8月頃、家を出てX₁と別居し、その後、Y₂と同居して暮らすようになった。

Aは、平成26年7月に食道がんと診断され、平成27年3月20日に甲事務所を訪れ、遺言書の作成等について弁護士Y₁に相談した。Aは、平成27年4月13日、入院先の病院において、遺言の全文、同日日付及び氏名を自書し、退院して9日後の同年5月10日、甲事務所の弁護士の立会いの下、実印を用いて押印した。本件遺言は、乙土地建物及びその余の財産の2分の1を内縁の妻Y₂に遺贈し、さらにその余の財産をY₃・Y₄・Y₅に各3分の1の割合で相続させるという内容で、Y₁が遺言執行者に指定されている。Aは、平成27年5月13日に死亡した。

Xらは、Yらに対し、①本件遺言書は遺言者が自書したものではない、②本件遺言書に記載され

た日付が実際の作成日と異なる、③本件遺言書作成当時、遺言者の遺言能力がなかった、④本件遺言は公序良俗に反すると主張して、本件遺言が無効であることの確認等を求めた。

原審は、②につき次のとおり判断して、Xらの請求を認容し、遺言を無効とした。「自筆証書によって遺言をするには、真実遺言が成立した日の日付を記載しなければならず、本件遺言書には押印がされた平成27年5月10日の日付を記載すべきであった。自筆証書である遺言書に記載された日付が真実遺言が成立した日の日付と相違しても、その記載された日付が誤記であること及び真実遺言が成立した日を上記遺言書の記載その他から容易に判明する場合には、上記の日付の誤りは、遺言を無効とするものではないと解されるが、Aが本件遺言書に『平成27年5月10日』と記載する積もりで誤って『平成27年4月13日』と記載したとは認められず、また、真実遺言が成立した日が本件遺言書の記載その他から容易に判明するともいえない。よって、本件遺言は、本件遺言書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているから無効である。」

Yら上告。

判決の要旨

破棄差戻し。

「自筆証書によって遺言をするには、真実遺言が成立した日の日付を記載しなければならないと解されるところ（最高裁昭和51年（オ）第978号同52年4月19日第三小法廷判決・裁判集民事120号531頁参照）、前記事実関係の下におい

ては、本件遺言が成立した日は、押印がされて本件遺言が完成した平成 27 年 5 月 10 日というべきであり、本件遺言書には、同日の日付を記載しなければならなかったにもかかわらず、これと相違する日付が記載されていることになる。

しかしながら、民法 968 条第 1 項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書並びに押印を要するとした趣旨は、遺言者の真意を確保すること等にあるところ、必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがある。

したがって、A が、入院中の平成 27 年 4 月 13 日に本件遺言の全文、同日の日付及び氏名を自書し、退院して 9 日後の同年 5 月 10 日に押印したなどの本件事実関係の下では、本件遺言書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに本件遺言が無効となるものではないというべきである。

判例の解説

一 自筆証書遺言の方式と本判決の意義

遺言は、遺言者の最終意思を尊重する制度であり、法律行為の一種であるが、相手方のない単独行為であり、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる（民 985 条 1 項）。そこで、遺言者の真意を確保するために厳格な方式が定められている（民 960 条、967～984 条）。民法 968 条 1 項によれば、自筆証書によって遺言をするには、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、押印しなければならない。

日付は、遺言能力の有無を確定する基準となり、また、遺言書が複数存在する場合に遺言の先後を決定するための基準となる。したがって、判例・通説は、日付を欠く遺言を無効としてきた¹⁾。また、特定性を重視し、年月だけの記載では適式な記載とはいえず²⁾、暦上の特定の日を表示することを基本とする³⁾。

日付として記載されるべき日はいつかについて、最判昭 52・4・19 家月 29 卷 10 号 132 頁（以下「昭和 52 年 4 月判決」という。）は、「真実遺言が成立した日」の日付を記載しなければならないとする。本判決は、この昭和 52 年 4 月判決を踏襲したうえ、本件においては、全文・日付・氏名が自書された 1 か月余りに後に押印された日が「真

実遺言が成立した日」であると判断して、昭和 52 年 4 月判決の意義と射程を明確にするとともに、記載された日付が「真実遺言が成立した日」と相違する場合について新たな判断を示したものであり、注目される。

二 従来の学説・判例と本判決の位置づけ

1 本判決は、全文・日付・氏名が自書された日の 1 か月余りに後に押印がされた事案について、①自筆証書遺言をするには、「真実遺言が成立した日」の日付を記載しなければならない、②本件においては、押印がされて本件遺言が完成した日が「真実遺言が成立した日」である、③本件事実関係の下、「真実遺言が成立した日」と相違する日付が遺言書に記載されているからといって直ちに本件遺言が無効となるものではないとの判断を示した。

2 遺言がいつ成立するかについて、大判昭 6・7・10 民集 10 卷 736 頁（以下「昭和 6 年判決」という。）は、遺言者が 11 月 5 日に全文を自書して署名し、翌 6 日に前日の日付を自書して遺言を完成した事案について、意思表示は 11 月 5 日に成立し、日付は意思表示の成立を証すべき一要件にすぎないとして遺言書を有効とした。昭和 6 年判決に対しては、要式行為は方式として規定された要件のすべてを具備するに至った時を成立時点としなければならないとの批判があるが⁴⁾、その結論自体に学説上異論はなく、遺言者は全文・氏名自書日を遺言完成の日であると誤信してその日を表示したと考えられるから錯誤に基づく日付として有効と解してよいとするもの⁵⁾、6 日に正常な判断力をもって遺言書を完結させようとしたものである以上、一連の行為として、5 日とあっても 6 日とあってもかまわないとするもの⁶⁾、遺言者の能力及び遺言の先後が争われない限り、また仮令問題となるときも遺言書その他の情況より右の点が立証されるときは、5 日の日付でも有効としてよいとするもの⁷⁾がみられた。

昭和 52 年 4 月判決は、遺言者が全文を自書して署名、押印し、その 8 日後に当日の日付を記載して遺言書を完成させた事案について、自筆証書によって遺言をするには、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し押印しなければならない、右日付の記載は遺言の成立の時期を明確にするために必要とされるのであるから、「真実遺言が成

立した日」の日付を記載しなければならないと述べたうえで（判断㉗）、右遺言書は、特段の事情のない限り、右日付が記載された日に成立した遺言として適式なものと解するのが相当であるとした（判断㉘）。昭和52年4月判決については、昭和6年判決と同じく全文を自書して署名した日を「真実遺言が成立した日」としたうえで、一連の行為とみて遺言を有効としたものと解せられたが⁸⁾、学説は一般に、遺言は本文の記載・署名・押印・日付の記載が調った日に成立すると解する立場から、昭和52年4月判決を支持している⁹⁾。

本件事案は、昭和52年4月判決の事案とは日付と押印の先後、その間の経過日数等で異なるが、本判決は、昭和52年4月判決㉗をもとに、押印されて本件遺言が完成した日を「真実遺言が成立した日」と解した。この判断が㉘である。

判断㉘及び㉙は、本判決と原判決とで異なるない。昭和54年4月判決及び本判決㉘㉙により、民法968条1項に定める方式の具備が同日中に行われるか複数日にわたって行われるかを問わず、遺言はその全文、日付及び氏名の自書並びに押印がすべて調った日に成立し、同日を日付として記載すべきことが明確にされた¹⁰⁾。

3 ㉘及び㉙の結果、本件では、「真実遺言が成立した日」と相違する日の日付が遺言書に記載されていることになる。この点については、これまで一般に、故意による不実記載と錯誤による不実記載（誤記）の2つの場合について論じられてきた¹¹⁾。学説を大別すると、故意による不実記載、誤記ともに無効と解する説¹²⁾、ともに有効と解する説¹³⁾を両極として、その中間に、故意による不実記載は無効、誤記は有効と解する多数説がある¹⁴⁾。誤記をどのような場合に有効とするかは論者によって異なる。

判例に目を転じると、最判昭52・11・21家月30巻4号91頁（以下「昭和52年11月判決」という。）は、全文、氏名及び日付の自書並びに押印を同日に行ったが、日付中の年号につき「昭和四十八年」と書くべきところ「昭和二十八年」と書き損じた事案について、誤記であること及び真実の作成日（成立日）が遺言書の記載その他から容易に判明する場合には、遺言は無効とならないとした。同判決は、遺言書に昭和47年に初めて知り合った者を遺言執行者に指定する旨記載されている事実及びこの者は元判事であって昭和30年に退官

したことは当裁判所にとって顕著な事実であり、「昭和二十八年」は「昭和四十八年」の書き損じであることが明白であるとする。昭和52年11月判決は、遺言者の意思を尊重して方式を緩和する傾向に1つの限界を示した事例として注目され¹⁵⁾、有効であるための要件をきわめて限定的に解している点に留意すべきであるとされる¹⁶⁾。

その後の裁判例では、「昭和」を「正和」と誤記した例¹⁷⁾のほか「昭和五拾四拾年」¹⁸⁾、「平成二千年」¹⁹⁾等、記載自体から誤記であることが明らかで遺言がなされた日を特定できる場合は遺言を有効とする傾向にある。

それに対し、東京高判平5・3・23判タ854号265頁（以下「平成5年東京高判」という。）は、遺言書に記載されていた遺言執行者の住所が昭和57年12月以降の住所であり、遺言書に記載された昭和56年4月4日は実際に作成した日と異なり2年近くも遡った日であること、また、全証拠によっても実際に作成された日及び異なる日を作成日と記載された理由が明らかでないことから、単なる誤記ではなく、かかる不実の日付の記載のある遺言書は、作成日の記載がない遺言書と同視すべきであるとして、遺言を無効とした。平成5年東京高判については、これを故意による不実記載例と解するもの²⁰⁾と、全文と日付が離れてしまっただけの一連の行為とみられない事例と解するもの²¹⁾に分かれている。平成5年東京高判では、遺言書の記載自体から不実記載が認められており、また「真実遺言が成立した日」が特定されていないので、いずれにしても遺言が無効となることに異論はない。裁判例の中には「真実遺言が成立した日」が特定される場合に遺言を有効としたものがみられるが、その場合も、遺言書自体から作成日付を特定することができること、近接した日付を付したにすぎないこと、遺言書の先後関係の判断に困難をもたらすおそれがないことを理由に挙げており、有効とするに慎重である²²⁾。

原判決は、昭和52年11月判決を踏まえ、また、近時の裁判例の傾向にも一致して、日付の不実記載の場合の有効要件をきわめて限定的に解し、本件については誤記とは認められず、また、真実遺言が成立した日が本件遺言書の記載その他から容易に判明するとはいえないとして、本件遺言を無効と判断したものである。それに対し、本判決は、本件事実関係の下ではと断りつつ、「真実遺言が

成立した日」と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに本件遺言が無効となるものではないとする。本件は、これまでの事例とは異なり、遺言の全文・氏名が自書されたその日の日付が誤記もなく記載されており、その1か月余り後の押印日が「真実遺言が成立した日」とされた点で特徴的であり、本判決もまたその点に着目したものである。本判決は、その理由にもあるように、遺言者の真意の確保の観点から方式を緩和した判例として位置づけられるが、目的論的に結論が導かれており、日付に関するこれまでの議論との関係を含め、その理論構成が必ずしも明確ではなく、検討を要する。

三 理論構成の検討

1 本件遺言を有効とする理論構成として、1つに、一連の行為とみて、「真実遺言が成立した日」から1か月余り遡った日付のある本件遺言を有効と解することが考えられる。この点について、原判決は、遺言者による本件遺言書の全文、日付及び氏名の自書と押印との間に27日間の期間があり、遺言書作成行為として連続性、一体性があるとみることが困難であるうえ、その間、遺言者は退院して自宅に戻り、本件遺言書の手直しを検討し、同年5月10日まで押印していなかったことを考慮すると、各行為が一連の行為として行われたと認めることはできないとしている。2つに、遺言者Aが全文を自書して署名し、同日の日付を記載した日に遺言が有効に成立したと信じていた場合は、錯誤による誤記の一種として遺言を有効と解することが考えられる。3つに、故意による不実記載か誤記かを問わず遺言が有効となる場合があることを端的に認めたと考えられる。

2 どの理論構成をとるかは、遺言能力の有無及び複数遺言の先後の決定基準時ともかかわってくるが、本判決①②からすると、本件では、「真実遺言が成立した日」である押印日が基準になると思われる。原判決はこの点を明示する。そうであるとすると、例えば、本件遺言のほか5月3日付けの遺言があるような場合、遺言書の記載外の諸事情によって証明された「真実遺言が成立した日」、本件では5月10日に、4月13日付け記載のある遺言により5月3日付け遺言が撤回されることを認めることになり、撤回の要式性に反する疑いが生じる。したがって、遺言が複数存す

る場合には、本判決の射程は及ばないと解すべきである。

●—注

- 1) 中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28) 相続(3) [補訂版]』(有斐閣、2002年) 93頁 [久貴忠彦]、大決大5・6・1民録22輯1127頁。
- 2) 久貴・前掲注1) 94頁、大判大7・4・18民録24輯722頁、最判昭52・11・29家月30巻4号100頁。
- 3) 最判昭54・5・31民集33巻4号445頁、久貴・前掲注1) 94頁。
- 4) 近藤英吉『判例遺言法』(有斐閣、1938年) 44頁。同旨、和田宇一『遺言法』(精興社、1938年) 58頁。
- 5) 近藤・前掲注4) 44頁。
- 6) 中川善之助＝泉久雄『相続法(第4版)』(有斐閣、2000年) 518頁。ただし、同説は、全文自書日と日付が1年も2年も離れてしまった場合には、理論の本筋に立ち選って、日付記載の日の日付を書かなければならず、全文自書日に遡った日付は無効であるとする。
- 7) 福井勇二郎「判批」『判例民事法(11) 昭和6年度』(有斐閣、1934年) 312頁。
- 8) 稲田龍樹＝山本博「判批」判タ367号52頁、東京地判平27・3・31LEX/DB25524932。
- 9) 久貴・前掲注1) 97頁、潮見佳男『詳解相続法』(弘文堂、2018年) 377頁。
- 10) 民法968条3項(平成30年法律第72号改正前2項)に基づく日付の訂正例として、東京地判平26・5・1LEX/DB25519831参照。仙台地判昭50・2・27判タ325号254頁は、民法968条3項に従わない日付の訂正(塗抹)は効力がないとするが、久貴忠彦「判批」法時48巻11号188頁は、日付については「変更」の観念を容れる余地はなく、新しい日付の新しい遺言書とみる。
- 11) 久貴・前掲注1) 97頁。
- 12) 和田・前掲注4) 61頁。
- 13) 戒能通孝「自筆證書による遺言と其の日附」日本公証人協会雑誌17号(1937年) 24頁。同説は、遺言の利益を有する者の側において真正なる遺言の成立時を証明しなければならないとし、この時を基準とする。
- 14) 近藤・前掲注4) 42頁、中川善之助監修『註解相続法』(法文社、1951年) 294頁 [小山或男]、久貴・前掲注1) 97頁、中川＝泉・前掲注6) 518頁等。
- 15) 中川淳「判批」法セ284号152頁。
- 16) 潮見・前掲注9) 378頁。
- 17) 大阪高判昭60・12・11家月39巻1号148頁。
- 18) 東京地判平3・9・13判時1426号105頁。
- 19) 大阪地判平18・8・29判タ1235号282頁。
- 20) 山崎勉「判批」判タ882号176頁。
- 21) 中川＝泉・前掲注6) 524頁。
- 22) 東京地判平24・3・12LEX/DB25492881。